

6月は「土砂災害防止月間」
風水害時は早めの避難を心がけましょう

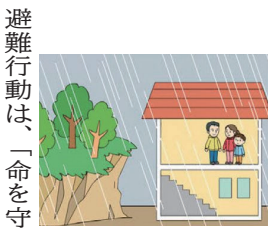
これから雨が多くなる時期を迎えるにあたり、土砂災害からの被害を少なくするため、日頃からの備えを心がけましょう。特に、山間部の多い青梅市では、土砂災害に警戒しなければなりません。また、風水害は、地震等と異なり、台風の接近や長雨などで事前に発生を予測することができません。早めの避難行動をとるにより被害を最小限にすることができま

す。

台風では、土砂災害警戒区域または浸水想定区域や浸水予想区域に住宅がある方が避難行動の対象となります。



屋内安全確保：災害時に身の危険が迫っている中で、避難する時間がない、または避難が困難な場合に、建物内の安全な場所（床から離れた2階以上など）へ避難する行動



避難行動は、「命を守る

るための行動」です。「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、気象情報や避難情報などを確認して、みずからの判断で早めの避難を心がけましょう。

なお、6月28日（日）に実施を予定していた「青梅市土砂災害対応訓練および水防訓練」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

※災害発生時は、市ホームページ、市メール配信サービス、防災行政無線で随時情報提供します。防災行政無線が聞き取れなかったときは、電話応答☎0800・800・0062（無料通話）をご利用ください。

※避難行動に役立つ「ハザードマップめ組」をご利用ください。



問い合わせ 防災課危機管理係

生産緑地地区都市計画変更（案）の縦覧

生産緑地地区の指定を受けた農地等で、農業の主たる従事者の死亡などにより指定解除を行う農地等について、生産緑地地区からの削除および3月までに本申請をした農地等の追加のため都市計画変更（案）の縦覧を行います。

縦覧期間 6月8日（月）～6月22日（月） 午前

提出先 都市計画課

◆生産緑地地区：市街化区域内において農地等を計画的かつ永続性のある緑地として保全するための都市計画の制度です。生産緑地の所有者は、生産緑地を農地等として適正に管理することが義務づけられています。

問い合わせ 都市計画課計画係

6月は「浸水対策強化月間」

道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、雨水が雨水管に流れ込まず、浸水の危険性が高まります。青梅市が管理している雨水ますや側溝にゴミを入

れたり、上に物を置かないようにしましょう。

降雨情報は都下水道局ホームページの東京アメツシュ☎https://tokyo-ame.jwa.or.jp/をご覧ください。

雨水浸透ます・貯留タンクの設置にご協力を

市では、道路内に設置の雨水本管が大雨や台風の際にあふれることを抑制するため、雨水浸透ます（屋根に降った雨水を地下に浸み込ませて水害を防ぐもの）や貯留タンク（屋根に降った雨を一時的に留めて再利用を図ることにより道路への雨水流出を抑えるもの）を宅地内に設置するようお願いしています。

6月は「蚊の発生防止強化月間」

蚊は、デング熱やその他感染症を媒介します。蚊の発生を抑制するとともに刺されないように対策を行いましょう。

▽幼虫対策：植木鉢の受け皿、空き缶等の水たまりをなくす。

▽成虫対策：草むら、やぶの手入れをする。長袖を着用する。



6月7日～13日は「危険物安全週間」
危険物 しっかりまもろう 使い方

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールは、取り扱いを誤ると火災等を引き起こす

おそれがありますので、喫煙やコンロなどの火気の近くでは使用しないようにしてください。その他の身の回りにある危険物等を含め、性状や正しい使用方法

長雨や集中豪雨に備えて
家のまわりの再点検を

長雨や集中豪雨に備えて崩れやすい石積みや土留めを補強し、雨水排水をよくするなど、安全対策を心がけてください。

問い合わせ 都下水道局流域下水道本部計画課☎042・527・4828、市下水管理課業務係



クを設置する方には、予算の範囲内で補助金を交付しています。補助金の交付には、対象区域等の条件や事前の手続きが必要なため、お問い合わせください。

問い合わせ 下水管理課管理係

ホームページ☎https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/をご覧ください。

問い合わせ 市環境政策課環境対策係

問い合わせ 青梅消防署☎22・0119、ホームページ☎https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-ome/

どの築造は、事前に許可が必要となる場合がありますのでご相談ください。

問い合わせ 都多摩建築指導事務所開発指導第一課☎042・548・2040、市都市計画課開発指導係

重度の身体・知的・精神障害者手帳等所持者がいる市民税非課税世帯への
下水道使用料の減免

対象 同一世帯の構成員全員が市民税非課税であり、等級が次のいずれかに該当する世帯
▷身体障害者手帳1・2級所持者のいる世帯
▷愛の手帳1・2度所持者のいる世帯
▷精神障害者保健福祉手帳1級所持者のいる世帯
対象期間 平成31年1月分～令和元年12月分
減免額 1か月につき汚水排出量8㎡に相当する額
申請方法 6月30日までに各種手帳、水道契約者の認め印（朱肉をつかうもの）、領収書を持参のうえ下水管理課（市役所6階）へ
※土・日曜日を除く
※他の制度によりすでに減免を受けている世帯は除く。昨年この制度の減免を受けた世帯は申請不要
問い合わせ 下水管理課業務係

森林ボランティア育成講座受講生募集

森林ボランティアを志す方のための入門講座です。講座修了後、森林保全に取り組みボランティア団体に多くの方が加入し、活動しています。

この機会に、森林ボランティアのやりがいや、林業のおもしろさを体験してみませんか。

期間 7月～令和3年3月の土曜日 午前9時

午後3時

※実施回数、日程は後日お知らせします。

対象 市内在住・在勤・在学の18歳以上で、森づくりや林業に関心のある方

内容 市内の山林で、林業の専門家から下刈り・枝打ち・間伐などの森林作業に必要な講義・実技指導を受け、

申し込み 6月22日までに電話で農林水産課林務水産係へ
※土・日曜日を除く

定員 先着15人（予約制）
その他 本講座は、交流協定を締結している杉並区と共同で実施します。

森林整備の基礎的な知識や技術を習得します。



農家開設型農園利用者募集
～広い畑を耕作してみませんか？～

農園名 薬膳アカデミアおうめ菜園
農園主 和田好司氏
利用期間 契約日～3年間
募集区画数 12区画
区画数・費用 1区画・年額12,000円
付帯施設 なし
その他 1区画約100㎡▷利用契約は農園主と利用者間で結びます▷耕作権・借地権などの権利はありません▷栽培は野菜・草花に限ります▷応募者多数の場合は抽選
利用資格 市内在住・在勤で、園芸に熱意のある営利を目的としない方
申込方法 往復ハガキに住所、氏名、電話番号を記入し、〒198-0015青梅市吹上419番地 和田好司氏へ送付、またはホームページ☎http://homegarden.php.xdomain.jp/ で申し込み
問い合わせ 和田☎080-6676-2632、市農林水産課農政係